

I 上場制度の概要

1 上場の意義

株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に株式が上場されると、一般に次のようなメリットがあると言われています。

（１）資金調達の円滑化・多様化

上場会社は、取引所市場における高い流動性を背景に発行市場において公募による時価発行増資、新株予約権・新株予約権付社債の発行等、直接金融の道が開かれ、資金調達能力が増大することにより財務体質の改善・充実を図ることができます。

（２）企業の社会的信用力と知名度の向上

上場会社になることによって社会的に認知され、また将来性のある企業というステイタスが得られ、取引先・金融機関等の信用力が高くなります。また、株式市況欄をはじめとする新聞報道等の機会が増えることにより、会社の知名度が向上するとともに、優秀な人材を獲得しやすくなることが期待できます。

（３）社内管理体制の充実と従業員の士気の向上

企業情報の開示を行うこととなり、投資者をはじめとした第三者のチェックを受けることから、個人的な経営から脱却し、組織的な企業運営が構築され、会社の内部管理体制の充実が図られます。また、パブリックカンパニーとなることにより、役員・従業員のモチベーションが向上することにもなります。

上場会社になると、以上のようなメリットを享受できると言われていますが、一方、上場会社の発行する有価証券は、不特定多数の投資者の投資対象物件となりますので、投資者保護の観点から、決算発表、企業内容の適時適切な開示等が要求されるなど、新たな社会的責任や義務が生じることにもなります。

2 新規上場の仕組み

(1) 新規上場の仕組み

株式の上場は、その株式の発行会社の申請に基づき行われます（以下、上場申請を行う株式の発行会社を「申請会社」といいます。）。株式が上場されると不特定多数の投資者の投資対象物件となるため、投資者保護の観点から上場会社としての一定の適格性を有しているかどうかについて、東証（注）による上場審査が行われます。東証では新規上場に関する諸規則を定めており、それらに基づいて上場審査を行います。

新規上場に関する諸規則は、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」及び「上場審査等に関するガイドライン」によって構成されています。

諸規則によって定められた上場審査基準には、株主数や利益の額など定量的な基準である「形式要件」と、開示の体制やコーポレート・ガバナンスの状況などを確認する定性的な基準である「実質審査基準」があります。それぞれ、本書の「II 形式要件」、「III 上場審査の内容」をご覧ください。

上場審査の結果、申請会社の上場適格性が確認された場合、東証は申請会社の上場を承認し、公表します。その後、公募・売出しの手続きを経て上場します。

（注）実際の審査は、東証から委託を受けた日本取引所自主規制法人が行います。

(2) 市場の構成

東証では、市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ及びTOKYO PRO Marketの5つの市場を提供しています。

①市場第一部・市場第二部

市場第一部・市場第二部は、国内外を代表する大企業・中堅企業が上場する日本の中心的な株式市場です。特に、市場第一部は株式売買の多くを海外投資家が占める国際的な市場として、市場の規模や流動性においても世界のトップクラスとなっています。なお、市場第一部及び市場第二部を総称して「本則市場」といいます。

②マザーズ

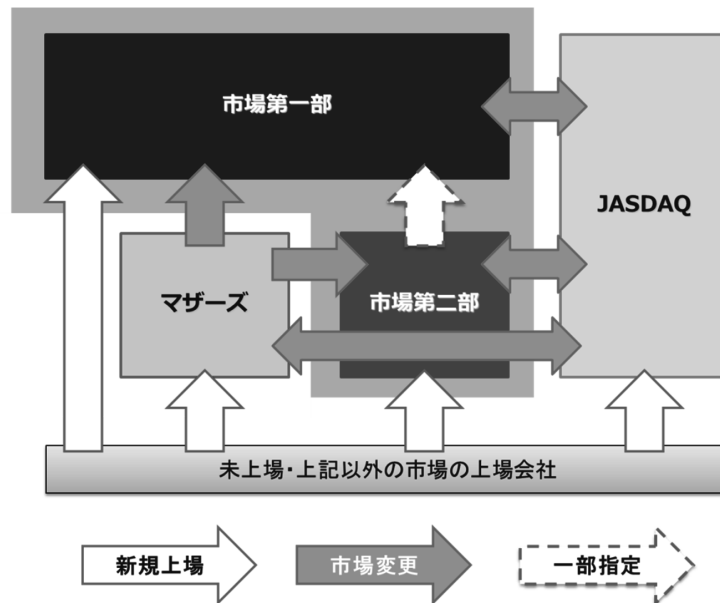
マザーズは、近い将来の市場第一部へのステップアップを視野に入れた成長企業向けの市場です。そのため、申請会社には「高い成長可能性」を求めています。申請会社が高い成長可能性を有しているか否かについては、主幹事証券会社がビジネスモデルや事業環境などを基に評価・判断します。多くの成長企業に資金調達を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていません。マザーズ上場後、多くの企業が市場第一部にステップアップしています。

③ JASDAQ

JASDAQは、1. 信頼性、2. 革新性、3. 地域・国際性という3つのコンセプトを掲げる市場です。また、一定の事業規模と実績を有する成長企業を対象とした「スタンダード」、特色ある技術やビジネスモデルを有し、より将来の成長可能性に富んだ企業群を対象とした「グロース」という2つの異なる内訳区分を設けています。

※マザーズ又はJASDAQへの上場については、「新規上場ガイドブック マザーズ編」又は「新規上場ガイドブック JASDAQ編」をそれぞれご覧ください。

さらに、新規上場後も会社のステージに応じて、以下の様に上場市場を変更することができます。



一部指定及び市場変更のいずれも、上場会社から申請をしていただき、改めて審査を受けていただく必要があります。それぞれの審査は本則市場の新規上場審査に準じて行われます。詳しくは、本書の「Ⅷ 市場第二部から市場第一部銘柄への指定」、「Ⅸ 上場市場の変更」をそれぞれご覧ください。

3 上場にかかわる関係者とその役割

上場申請に当たっては証券会社をはじめとする様々な関係者が関与することになりますが、それぞれの関係者の主な役割は以下のとおりです。

(1) 証券会社

上場に際しての証券会社の役割は数多くありますが、上場申請準備段階では資本政策や社内体制整備のアドバイスを行ったり、上場に当たっての手続き並びに公募・売出し等を引き受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。そして、上場のための公募・売出し等を引き受ける際には、一連の事務手続きを日程に従って実行していく役割を担います。さらに、上場後においても、金融商品市場からの資金調達や企業のIR（インベスター・リレーションズ）活動などの場面において支援を行います。

なお、上場に関して申請会社を支援する業務を行う証券会社のことを「幹事証券会社」（この証券会社が東証の取引参加者である場合には、「幹事取引参加者」という場合もあります。）といい、この中で中心となる証券会社を「主幹事証券会社（主幹事取引参加者）」といいます。また、公募等に関し申請会社と元引受契約を締結する証券会社を「元引受証券会社（元引受取引参加者）」といいます。

(2) 公認会計士（監査法人）

公認会計士（監査法人）は、有価証券上場規程に基づき提出される財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請会社の会計面及び内部管理体制などの指導も行います。

なお、申請会社は有価証券上場規程上、利益の額の基準の対象期間に相当する期間の財務諸表等について金融商品取引法に準じた監査報告書の添付が必要となります。

(3) 株式事務代行機関

株式事務代行機関は、株式関係事務の円滑化のため設置を求められている機関であり、株主名簿作成事務等の受託、議決権・配当等株主に付与される各種の権利の処理を行います。申請会社は上場申請までに、株式事務を株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていることが必要となります（Ⅱ 形式要件 8 「株式事務代行機関の設置」参照）。

4 上場までのスケジュール

上場にあたっては、概ね以下のステップで審査が進められます。以下、その概要について説明します。

【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】

<前半>

(X) 月			(X+1) 月		
1	日		1	水	上場申請、Iの部・IIの部受領 ヒアリング、スケジュール調整
2	月		2	木	
3	火		3	金	
4	水		4	土	
5	木		5	日	中 7 営業 日
6	金		6	月	
7	土		7	火	
8	日		8	水	
9	月		9	木	
10	火		10	金	
11	水		11	土	
12	木		12	日	
13	金		13	月	第1回質問事項送付
14	土		14	火	
15	日		15	水	
16	月	祝日	16	木	
17	火		17	金	中 7 営業 日
18	水	上場申請エントリー	18	土	
19	木		19	日	
20	金		20	月	
21	土		21	火	
22	日		22	水	
23	月		23	木	第1回回答書期日
24	火		24	金	中 3 営業 日
25	水	2 週間 程 事前確認、スケジュール調整	25	土	
26	木		26	日	
27	金		27	月	
28	土		28	火	
29	日		29	水	第1回ヒアリング
30	月		30	木	第2回質問事項送付
31	火		31	金	

<後半>

(X+2) 月			(X+3) 月		
1	土		1	月	第3回回答書期日
2	日		2	火	
3	月		3	水	
4	火	実査	4	木	
5	水		5	金	第3回ヒアリング
6	木		6	土	
7	金		7	日	
8	土		8	月	祝日
9	日		9	火	中 5 営業 日
10	月		10	水	
11	火	第2回回答書期日	11	木	
12	水		12	金	
13	木		13	土	
14	金		14	日	
15	土		15	月	↓
16	日		16	火	公認会計士ヒアリング 各種面談
17	月	祝日	17	水	
18	火	第2回ヒアリング	18	木	中 5 営業 日
19	水	第3回質問事項送付	19	金	
20	木		20	土	
21	金		21	日	
22	土		22	月	
23	日		23	火	↓
24	月		24	水	
25	火		25	木	社長説明会
26	水		26	金	
27	木		27	土	
28	金		28	日	
29	土		29	月	
30	日		30	火	
			31	水	上場承認

(注1) 上場承認後のファイナンス日程については、I章末尾の「上場承認以後上場までのモデルスケジュール」を参照してください。

(注2) 公認会計士ヒアリングは申請会社の業種・業態に応じて、審査の初期段階で行うこともあります。

(注3) (主幹事証券会社が作成する) 推薦書については、上場承認日の3営業日前までにご提出ください。

(1) 上場申請に至るまで

株式が上場されるということは、多くの人々の投資対象物件となることを意味します。したがって、申請会社は上場申請前に収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備など、上場後、上場会社として果たすべき役割を行える会社となるための準備を行います。この際、準備を進めるにあたっての主体はあくまで申請会社となりますが、主幹事証券会社や公認会計士（監査法人）の指導を受けながら進めていくこととなります。

また、上場審査諸基準との関係では、上場申請直前期からさかのぼって2年間（注1）が利益基準の対象期間となります。そのため、その2年間の金融商品取引法に準じた公認会計士（監査法人）の監査が必要となります。さらに、未上場会社の場合は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日（注2）より、第三者割当等により割り当てられた募集株式等について継続所有等の規制が行われる期間に該当することとなります。

上場申請前に、審査基準などに係る疑問点について、東証の見解を確認したい場合などは、直接もしくは主幹事証券会社を通じて東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）にご相談ください（注3）。

準備が整った後、主幹事証券会社は、上場申請の2週間前までに上場申請のエントリーを行います（申請会社名、主幹事証券会社の連絡先、希望する上場スケジュール（上場申請日、上場承認日、上場日）等を記載した「上場申請エントリーシート」を東証に送付します）（注4）。

（注1） 規程第205条第6号（Ⅱ 形式要件 6「利益の額又は時価総額」参照）

（注2） 申請直前事業年度の末日が2017年3月31日の場合、2016年4月1日となります。

（注3） 相談の際に頂いた事実関係に基づき、その時点での見解をお伝えします。そのため、相談時以降における、未発覚事実の判明や申請予定会社の変化、さらには上場基準の変更を含む申請予定会社を取り巻く環境の変化により、上場審査において相談当時の見解と異なる結論となる可能性があります。

（注4） 東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）は、実質審査基準に照らし重要な論点となり得ることが上場申請前に予見される場合には、上場申請前の段階でその解決の方向性を整理できていることが必要と考えています。

(2) 上場申請に係る事前確認

上場申請の受付については、事前に主幹事証券会社との間で、①公開指導・引受審査の内容に関する事項、②反社会的勢力との関係、③審査日程などを確認したうえで行います。事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社の担当者と日本取引所自主規制法人の審査担当者間で実施します。

①公開指導・引受審査の内容に関する報告

主幹事証券会社が、上場申請に至るまでに実施した公開指導や引受審査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項（公開準備過程で整備した内容を含む）を、新規上場申請書類

である「公開指導・引受審査の内容に関する報告書」の記載等（ドラフトで可）に基づいて確認します。

具体的には、業種・業態、会社の成長ステージ等、申請会社独自の要素を勘案して特に留意した事項、重点的に確認した事項（例：重要な内部管理体制の整備・運用、特殊な会計処理の採用、重大な法令違反の存在、特徴的な事業上のリスクの存在等）を、本報告書の記載に基づきご説明いただくことになります。

また、主幹事証券会社が申請会社の公開指導を開始した経緯・時期（接触開始の経緯・時期）等についても伺うことがあります。

②反社会的勢力との関係について

反社会的勢力との関係などの確認に際しては、主幹事証券会社が作成する「確認書のドラフト」及び申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書のドラフト（別紙添付）」に基づいて、次の点を確認します。

- a. 履歴・属性を調査した新規上場申請者の関係者（役員、株主、取引先等）の範囲。また範囲の決定にあたり、新規上場申請者の設立経緯や取引関係、業界慣行や取引慣行等を考慮している場合は、その内容。
- b. 反社会的勢力との関係を確認するために実施した調査の内容（新規上場申請者の取引先等からの評価を調査している場合はその内容を含む）。

③審査日程の確認

主幹事証券会社は、申請会社の上場ファイナンス日程案を提示し、東証も提示された日程案を踏まえて、上場申請から上場承認までを3か月とする審査スケジュール案を提示します。

審査スケジュールについては、上場申請までの間に、申請会社の日常業務の状況を踏まえて無理のないスケジュールとなるよう、適宜調整を行います。

（注1）3か月を標準審査期間としておりますが、申請会社グループの規模、繁忙時期、通常業務との兼ね合いなどにより当該モデルスケジュールとは異なる回答書作成の期間設定や、ヒアリング回数の調整も可能です。なお、調整の結果、全体の審査期間も変動することになります。

また、標準審査期間は審査の中で特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

（注2）市場や投資者に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる申請会社については、日本取引所自主規制法人の理事会において審議を重ねた上で結論を出すこととなります。例えば、民営化企業、議決権種類株式の活用などガバナンス上議論を要するスキームを採用している申請会社、再上場企業、申請会社グループやその経営陣が過去に重大な事件・法令違反を起こしているなどコンプライアンス上の重大な懸念のある申請会社、その他新たな論点が含まれる申請会社、上場時に見込まれる時価総額が概ね1,000億円を超える申請会社等がこれに該当する可能性があります。そうした申請会社については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、標準審査期

間に加えて1か月以上の審査期間の確保をお願いさせていただきます。

(注3) 上記(注1)・(注2)のケースも含めスケジュールに関して調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、主幹事証券会社と相談のうえ、主幹事証券会社を通じてあらかじめご相談ください。

なお、事前確認の際には、上場申請時のヒアリングに先立ち、「Ⅱの部」について、申請受付時の質問内容に対応するページのドラフトを主幹事証券会社を通じてご提出いただきます。

(3) 上場申請

上場申請には、通常申請と予備申請があります。審査の内容は同様ですが、諸手続きが異なりますので、以下でその違いを説明します。

a. 通常申請

通常申請は、申請直前事業年度にかかる定時株主総会終了後に行われます。上場申請時には、申請会社側は上場申請にかかる責任者、窓口となる事務担当者、主幹事証券会社の担当者などが出席して上場申請の受付手続きを行います。上場申請の席上では、上場申請に伴う提出書類を受理するとともに、審査担当者から今後の上場審査スケジュール及びおおまかな審査内容、審査の具体的な進め方などについて説明します(スケジュール及び審査内容については、書面にてお渡しします)。

次に、申請会社より上場申請理由、事業内容、業界環境及び役員・株主の状況などについてご説明いただいた後、その内容に基づいて審査担当者から追加的な質問をします。具体的な質問内容については、以下の通りです。

【申請受付時の質問内容】

①上場申請理由

○上場を申請した理由(目的、期待する効果を含めて)について、具体的に説明してください。

②沿革・事業内容

○事業内容及びビジネスモデルを具体的に説明してください。説明にあたっては、適宜、自社製商品を紹介する際に使用するプレゼンテーション用資料、IR用資料、製商品案内、現品などを用いてください。

○現在の事業を起こすこととした経緯・目的、現在に至るまでの沿革を説明してください(ビジネスモデルがどのような経過を経て構築されるに至ったのか)。説明にあたっては、適宜、IR用資料、「Ⅰの部」、「Ⅱの部」等を用いてください。

○設立から現在に至るまでの主な事業の変遷について、貴社グループに大きなインパクトを与えた事象の具体的な内容に触れながら、「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

③業界の状況

- 市場規模（把握可能な場合）、市況等の最近の業界の動向及び今後の見通しについて説明してください。
- 同業他社と比較した上で、自社の特徴について説明してください（同業他社が存在する場合）。

④役員・大株主の状況

- 現在就任されている役員について、就任経緯を役員の前職や選任・招聘理由等について触れながら「Ⅱの部」等を用いて説明してください。
- 大株主による出資の経緯及び理由について、「Ⅰの部」、「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

なお、上場申請日については、適当な日時をあらかじめ主幹事証券会社と相談のうえ決定します。

b. 予備申請

予備申請は、株式上場時期の集中にともなう弊害を緩和するために導入されている制度です。予備申請は、上場申請直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後行うことができ、審査は予備申請にともなう資料（有価証券上場予備申請書、通常の上場申請に必要な資料のドラフト）をベースに進めます。そして、定時株主総会終了後（他市場での既上場会社及び継続開示会社については有価証券報告書提出後）、直前事業年度に係る決算書類などが整った段階で改めて上場申請を行います。

（4）上場審査

実際に審査の過程で行われる事項には以下のものがあります。

a. ヒアリング

審査担当者は、上場申請時に提出された書類（特に「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」）をもとに会社の内容等について理解を進め審査基準の適合状況を判断していきます。その際、申請書類だけでは理解しづらい点、もう少し詳細に知りたい点について申請会社に対して質問事項を提示し、それに対する回答書をご作成いただき、それに基づきヒアリングを行います。ヒアリングは、上場申請時のヒアリングを除いて3回を標準とします。なお、3回目のヒアリングが終了しても、より詳細な内容の確認が必要と判断される場合には、追加でヒアリングを行う場合もあります。

b. 実地調査（実査）

通常、審査担当者が申請会社の本社、工場、事業所等に赴き、事業内容の実態をより正確に把握したり、会計伝票・帳票等を閲覧し会計手続きの確認などを行います。

c. eラーニングの受講

上場会社の役員には企業経営に関する幅広い事項についての知見が求められます。その中でも、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしい経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的としたeラーニングを、申請会社の役員の方等に上場審査期間中に受講していただきます。

d. 公認会計士ヒアリング

申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。通常、審査の終盤に行いますが、申請会社の業種・業態や個別の事情等に応じて審査の初期段階で行うこともあります。

e. 社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等

社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社へ赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。

また、監査役面談では、原則として常勤監査役に対して、実施している監査の状況や申請会社の抱える課題などについてヒアリングを行います。

さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。

その他の役員の方に対しても、個別の事情に応じて必要と判断した場合には、当該役員に対してヒアリングを行う場合があるほか、申請会社が会計参与を設置している場合には、申請会社の会計組織の整備・運用状況及び会計参与の関与状況などについて、ヒアリングを行う場合もあります。

なお、ヒアリング（最終回）から各種面談実施までの間隔については、中6営業日程度を想定しています。

f. 社長説明会

社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき、それらに対する質疑応答等を通じて、上場の可否の最終的な判断に進めるかどうかの検討を行います。加えて、日本取引所自主規制法人役員から上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話しします。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」（注）となる方にも同席をお願いしています。

（注）上場会社は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任し、東証に届け出ることが義務づけられています。

情報取扱責任者には、東証が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌っていただきます。具体的には、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当していただくことになります。

g. 東証内決裁

社長説明会が終了した後、東証内では、審査基準に基づき、上場の可否の最終的な判断を行い、上場審査は実質的に終了します。

内部決裁手続き終了後、上場の承認を決定した旨の連絡をするとともに、その後の手続きなどについて説明します。

(5) 東証による上場承認以後

a. 上場承認の発表

東証からホームページ等で申請会社の上場を承認した旨の発表を行います。そして、上場の際に公募又は売出しを行う場合は約4週間後、他市場での既上場会社で公募又は売出しを行わない場合は、当該発表の約1週間の周知期間の後に上場することとなります。

なお、上場承認の発表後において、公募又は売出しの中止などにより上場審査基準に抵触することとなる場合などに上場承認を取り消す場合があります。

b. 東証上場部及び日本取引所自主規制法人売買審査部との面談

東証による上場承認の後、上場までの間に、東証の上場部から、情報取扱責任者となる方及び決算短信の提出等で実際に東証の上場部との窓口となる方に、適時開示（タイムリーディスクロージャー）や決算発表などの諸手続きについて説明します。

また、インサイダー取引の未然防止を図る観点から、日本取引所自主規制法人の売買審査部の担当者よりインサイダー取引規制について説明します。

c. 公募又は売出し状況確認

上場に際しての公募又は売出しにより、流動性などに関する基準（株主数、流通株式に関する基準、時価総額）を充足させる場合は、その状況を確認します。また、未上場会社の場合は、当該公募又は売出しが上場前の公募又は売出し等に関して定められた諸規則に基づいて行われていることも確認します。

d. 上場

東証と交わす上場契約により、上場日より適時開示等に関して定められた諸規則を遵守することなどが必要となります。

上場日には、「決算情報等のお知らせ」として直近の決算情報等（将来予測情報（「会社の将来の経営成績・財政状態等の見通しに係る情報」をいいます。以下同じ。）の開示を行う場合は、その内容を含む。）についてTDnetを通じて開示します。また、東証において上場セレモニーが行われ、東証から上場会社に上場通知書や記念品を贈呈いたします。

(6) 上場後のフォローアップ

上場後においても適切な企業行動を継続的に行って頂きたいという主旨から、新規上場を果たした会社に対して、上場後概ね1年間は、新規上場審査で確認した事項等を中心に継続的なフォローアップを行います。

具体的には、上場後における重要な企業行動や、新規上場審査の過程で対応を要請した事項

の上場後の状況等を、適時開示情報等を基に東証が継続的にフォローするとともに、必要に応じて上場会社や主幹事証券会社に対して照会・ヒアリング等を行います。

その結果、上場後における企業行動に適切でない点が認められる場合や、審査上の問題点の対応状況に問題が認められる場合は、今後の方針等を書面等でご回答いただくなどにより、問題点の改善を求めることとなります。

なお、上場後のフォローアップ項目として考えられる項目は、以下のとおりです。

【上場後における重要な企業行動（例）】

- ・ 最高経営責任者（社長等）の辞任
- ・ 合併等の組織再編行為（株式交換、株式移転、合併及び会社分割）
- ・ 業務上の重要な提携又は解消
- ・ 親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動

【審査の過程で対応を要請した審査上の問題点（例）】

- ・ 審査期間中に整備した内部管理体制の適切な運用状況
- ・ 解消の必要がある関連当事者取引の漸減・解消状況

【上場後における適時開示情報（例）】

- ・ 業績予想などの将来予測情報の修正
- ・ 上場審査時における事業計画・中期経営計画の変更／見直し

また、上場後は自社の外部環境あるいは内部環境の変化等をふまえ、有価証券報告書の内容を必要に応じて見直していくことが求められます。

上場後のフォローアップでは、上場会社の有価証券報告書について、特に「事業等のリスク」が上場後の自社の変化を踏まえて適切に見直されているか等についても、適宜確認することとなります。

【上場承認以後上場までのモデルスケジュール】

(注) 下記はあくまでモデルスケジュールであり、実際のファイナンス日程（プレマーケティング期間やブックビルディング期間、条件決定取締役会や有価証券届出書提出のタイミング等）は、申請会社ごとに異なります。

(1) 公募・売出しを行う場合の例（未上場会社）

(Y) 月		(Y+1) 月	
1	日	1	水
2	月	2	木
3	火	3	金
4	水	4	土
5	木	5	日
6	金	6	月
7	土	7	火
8	日	8	水
9	月	9	木
10	火	10	金
11	水	11	土
12	木	12	日
13	金	13	月
14	土	14	火
15	日	15	水
16	月	16	木
17	火	17	金
18	水	18	土
19	木	19	日
20	金	20	月
21	土	21	火
22	日	22	水
23	月	23	木
24	火	24	金
25	水	25	土
26	木	26	日
27	金	27	月
28	土	28	火
29	日	29	水
30	月	30	木
31	火	31	金

(2) 公募・売出しを行う場合の例（既上場会社）

(Y) 月	
1	日
2	月
上場承認、新株発行取締役会決議 有価証券届出書提出（申請会社→金融庁）	
3	火
4	水
5	木
6	金
7	土
8	日
9	月
ブックビルディング期間	
10	火
（9営業日）	
11	水
12	木
13	金
14	土
15	日
16	月
祝日	
17	火
条件決定取締役会 （会社法上の払込金額） 訂正届出書提出 （申請会社→金融庁）	
18	水
届出効力発生	
19	木
20	金
21	土
申込期間	
22	日
（4営業日）	
23	月
24	火
25	水
26	木
払込期日・新株効力発生日	
27	金
上場日	
28	土
29	日
30	月
31	火

（注）有価証券届出書の提出から届出効力発生までの期間は、届出書の参照方式適格要件を満たしている会社は7日間となります（また、日数については必要に応じて30日まで延長することができます）。

(3) 公募・売出しを行わない場合（既上場会社）

(Y) 月	
1	日
2	月 上場承認
3	火
4	水
5	木 (1週間)
6	金
7	土
8	日
9	月 上場日
10	火
11	水
12	木
13	金
14	土
15	日
16	月 祝日
17	火
18	水
19	木
20	金
21	土
22	日
23	月
24	火
25	水
26	木
27	金
28	土
29	日
30	月
31	火

(注) 既上場会社の場合、周知期間として1週間程度をとっています。

また、未上場会社で公募・売出しを行わずに上場する場合は、株券電子化に伴う諸手続きの関係から、上場承認後1か月程度の期間を要します。

